

# 青色申告

蒲田会報

No. 778

令和2年  
3月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号  
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381  
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎 郎

## ご確認ください

### 納税の際のご注意

#### ① 金融機関等で納税される方

納付書により、最寄りの金融機関または所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分（第3期分）の納期限は、3月16日(月)です。  
個人事業者の消費税の納期限は、3月31日(火)です。

申告書の提出後、税務署からは納付書や納税のお知らせ等の送付はありませんのでご注意ください。

#### ② 振替納税を利用されている方

確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに指定口座の預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り、利用できます。

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分（第3期分）の口座振替日は、4月21日(火)です。個人事業者の消費税の口座振替日は、4月23日(木)です。

※ 納税が期限に間に合わなかった場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税も併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、納付書により、最寄りの金融機関等の窓口で、確定申告分の納税額と併せて納付してください。

#### ③ 延納について

所得税及び復興特別所得税の確定申告により納付する税額（第3期分の税額）の2分の1以上の金額を3月16日(月)までに納付すれば（振替納税の場合は振替日に納付することで）、残りの税額を6月1日(月)まで延納することができます。延納を希望する場合には、申告書第一表の「延納の届出」欄に「申告期限までに納付する税額及び延納届出」を記入してください。

なお、延納期間は、年（1.6%）の割合で利子税がかかります。

### 申告に誤りがあった場合等

確定申告書を提出した後で、計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。

①税額を少なく申告していたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに、延滞税と併せて納めてください。

②税額を多く申告していたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正を求めることができます。請求内容が正しいと認められたときは、正しい税額に減額されます。

※ ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

**ワンポイント情報**

**おもな税務カレンダー (令和2年4月～3年3月)**

	国 税	地方税 (23区内)
4月	申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分の振替納税 4/21(火) 消費税及び地方消費税の申告分の振替納税 4/23(木)	
5月	消費税の中間申告と納付 (年3回の方) 6/1(月)	自動車税種別割・軽自動車税種別割
6月		都民税・特別区民税 第1期 固定資産税・都市計画税 第1期
7月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 (～10日) 7/10(金) 申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第1期分 7/31(金)	
8月	消費税の中間申告と納付 (年1回・3回の方) 8/31(月)	都民税・特別区民税 第2期 個人事業税 第1期
9月		固定資産税・都市計画税 第2期
10月		都民税・特別区民税 第3期
11月	申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第2期 11/30(月) 消費税の中間申告と納付 (年3回の方) 11/30(月)	個人事業税 第2期
12月	消費税簡易課税制度選択届出書提出期限 (注1)	固定資産税・都市計画税 第3期
1月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 (～20日) 1/20(水) 法定調書会計表の提出	都民税・特別区民税 第4期 住宅用地の申告 償却資産の申告 給与支払報告書の提出
2月	申告所得税の確定申告と納付 (～3月15日) 3/15(月) 消費税及び地方消費税の申告と納付 (～3月31日) 3/31(水) 贈与税の申告 (～3月15日) 3/15(月)	固定資産税・都市計画税 第4期
3月		都民税・特別区民税の申告 (～15日) 個人事業税の申告 (～15日) 事業所税 (～15日)

注1 原則として「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならないこととなります。

毎月	源泉所得税の納付 (～10日) 消費税の中間申告 (年11回の方)	都民税・特別区民税の特別徴収
----	--------------------------------------	----------------

※申告や納付期限が土曜日または休日に当たるときは、休日の翌日とその期限となります。

**★所得税の青色申告承認申請書★**

最初に青色申告をしようとする年の3月15日までに税務署に提出してください。  
新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2ヶ月以内に提出してください。相続による事業承継の場合は別途規定があります。

**★青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書★**

その年分以後の青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者は、3月15日までに税務署に青色事業専従者給与に関する届出書を提出してください。  
なお、専従者給与の金額の基準を変更する場合や新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく青色事業専従者給与に関する変更届出書を提出してください。

**青色申告会関係 口座引落日**

- ・青色申告会会費・・・5月23日・11月24日の年2回
- ・青色共済会費・・・6月23日・9月23日・12月23日・3月23日の年4回
- ・東京傷害保険・がん保険保険料・・・6月23日・12月23日の年2回
- ・小規模企業共済掛金・・・毎月18日
- ・経営セーフティ共済掛金・・・毎月27日

※振替日が休日の場合、翌営業日

※ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

**【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】**

## 青色申告特別控除 65 万円を目指す方の講習会のご案内

事業所得や不動産所得（事業的規模）を営んでいる青色申告をされている方で、①正規の簿記の原則により記帳、②申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付、③期限内申告、④電子申告又は電子帳簿保存をしている方については、青色申告特別控除として最高 65 万円を控除することができます。（令和2年分から④の要件が増えました。）

青色申告特別控除最高 65 万円の適用を受けたい方は、複式簿記の基礎知識は必要不可欠です。また、簿記の知識だけでは、申告書に添付する貸借対照表、損益計算書を作成することは出来ません。

「青色申告特別控除 65 万円を目指す方の講習会」では、複式簿記だけでなく、事業所得や不動産所得を営んでいる方の税務上の注意事項等の講習もありますし、記帳の実践をしていただきます。

下記のとおり講習会を開催いたしますので、青色申告特別控除最高 65 万円を目指す会員の方は、是非、ご参加ください。

- ◆ 日 程：令和2年4月22日（水） 午前10時～12時、午後1時～3時
- ◆ 会 場：事務局
- ◆ 定 員：8名
- ◆ 講 習 料：2,000円
- ◆ 受 付：3月2日（月）以降に、事務局までお電話ください。  
予約受付が出来た方は、4月17日（金）までに講習料を、事務局までご持参ください。また、期限前でも満員になり次第受付を終了しますので、ご了承ください。

☆ 令和2年分より青色申告特別控除の要件が変更になったため、①パソコン（Windows 8以降）を持っている、②パソコンの基本操作が出来ることを、講習会の参加資格とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 簡易帳簿の取扱いについて

令和元年11月号でお知らせしたアピカ協販の業務終了等について、全国青色申告会総連合と日本ノートの協議の結果、日本ノートが簡易帳簿の取扱いを継続することになりました。つきましては、当会での簡易帳簿（現金出納帳・経費帳等）の販売は引続き行うことが出来ますので、ご報告いたします。

## 蒲田税務署からのお知らせ

### 記帳説明会のご案内

#### 1 説明事項

- (1) 記帳・帳簿等保存制度及び青色申告制度の概要 (2) 備付帳簿 (3) 帳簿の記帳のしかた  
(4) 消費税の軽減税率制度 (5) アンケート等

#### 2 開催日時等

開 催	日 時	説 明 対 象 者
4月23日（木）	10時00分～12時00分 （受付開始9時30分）	不動産所得を有する方 （不動産賃貸）
	13時30分～15時30分 （受付開始13時）	事業所得を有する方

（お問い合わせ先）蒲田税務署 電話 03（3732）5151

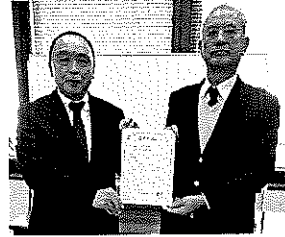
【当会の役員はボランティアで活動しております】

### 税務意見交換会(賀詞交歓)開催

1月17日(金)、台湾菜館弘城において、税務意見交換会(賀詞交歓)が開催されました。当日は、ご来賓に蒲田税務署の方々のご臨席を賜りまして、盛大に行われました。

### 青色コーナー協力要請

1月30日(木)、消費者生活センターにおいて、青色申告制度の説明、青色申告制度の普及・拡大等を行う「青色コーナー」の設置するに当たり、大野署長より江川会長に協力要請状が交付されました。



## 都税だより

### ☆個人事業税の申告期限は3月16日(日)です

都内において、個人で事業を営む方は、前年中の所得について、令和2年3月16日(日)までに、所管の都税事務所・都税支所・支庁へ事業税の申告をしてください。ただし、所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。

なお、事業を廃止した場合は、廃止の日から1ヵ月以内(死亡による廃止の場合は4ヵ月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。

### ☆自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか?

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動

車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませてください。

### ☆個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

なお、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

### 【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

毎月配布しております小冊子「BLUE RETURN 青色申告」は、先月配布分のVol.803が2・3月合併号となりますので、今月は配布がありません。なお、2・3月合併号の記事は下記のとおりでした。

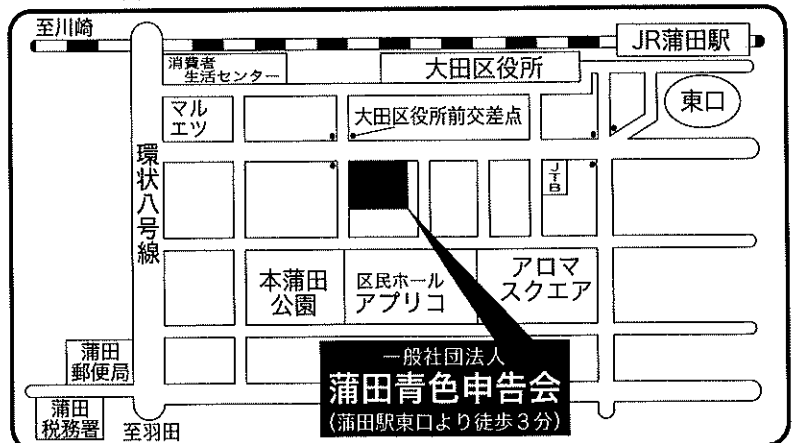
- ・令和2年度 税制改正大綱
- ・会勢拡大への取り組み
- ・台風被害にともなうお見舞いについて
- ・消費税の期限内納付をお願いします

入会金 2,000円  
会費 年額24,000円  
(月額2,000円)

一般社団法人

## 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



### 青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

3月23日(月)に令和2年5月〜7月分が引落しされます。なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしませんので、ご了承ください。

### 二月 事業報告

七日 東青連常任役員会

二七日 青色コーナー表敬訪問・蒲田税務署